

水環境行政の取組について

(第五次環境基本計画の点検ヒアリング資料)

令和元年9月

水・大気環境局水環境課

(1) 水環境保全対策スキーム

目標：環境基本法に基づく環境基準

<公共用水域>

水質汚濁に係る環境基準

人の健康の
保護に関する
環境基準

生活環境の
保全に
関する
環境基準

水生生物の
保全に
関する
環境基準

<地下水>

地下水の 水質汚濁に 係る環境基準

※人の健康保護に関する環境
基準のみ

水質汚濁防止法等に基づく対策

国、都道府県による水質常時監視(モニタリング)

工場・事業場への
全国一律の排水基準による排水規制

※都道府県による上乘せ(基準の強化・対象施設の規模要件の強化)、横出し(規制項目の追加)規制が可能。
※必要に応じて、業種毎の暫定排水基準を設定。

生活排水対策(下水道・浄化槽等の整備など)の推進

閉鎖性海域(東京湾・伊勢湾・及び瀬戸内海)における汚濁負荷量の総量削減

有害物質の
地下浸透規制

汚染された
地下水の
浄化措置命令

国による放射性
物質の常時監視

その他の特定水域法令に基づく対策

湖沼水質保全特別措置法に基づく対策
(琵琶湖など11指定湖沼における計画的な対策の推進)

瀬戸内海環境保全特別措置法
に基づく対策

有明海・八代海等再生特別措置法に基
づく対策

琵琶湖保全再生法に基づく対策

水循環、水に親しむ運動(名水百選の選定、里海の創生、湧水の保全、復活等)

水環境に係る国際協力(バイ・マルチ)

(2) 環境基準の達成状況と環境基準見直し①

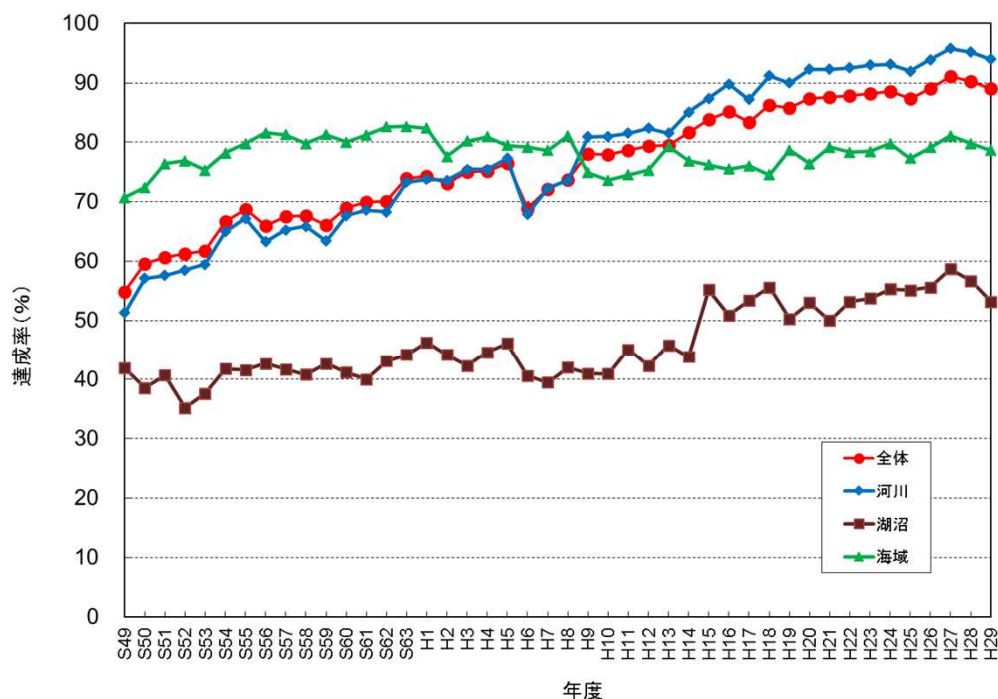
(1) 人の健康保護に係る環境基準

- 公共用水域は27項目、地下水は28項目について、環境基準を設定。(重金属類、有機塩素化合物など)
- 公共用水域はほぼ全国的に環境基準を達成。地下水は一部の項目(硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素など)について一部の地点で基準を超過。

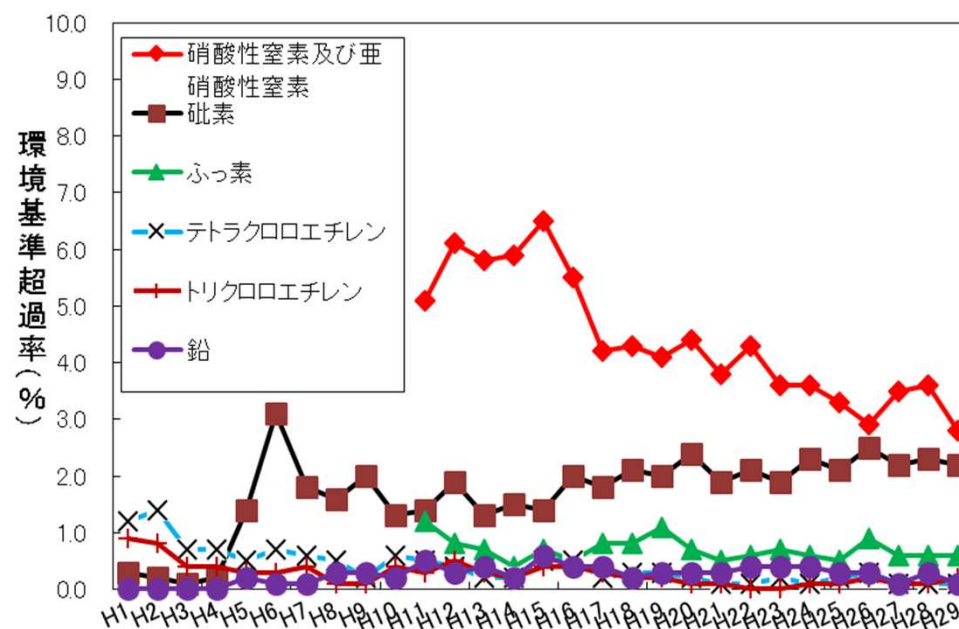
(2) 生活環境保全に係る環境基準

- 生活環境保全に係る環境基準のうち、有機汚濁の状況(BOD・COD)は、全体としては徐々に改善の傾向。
- 湖沼、内湾、内海の閉鎖性水域では、環境基準の達成率はなお低い。

公共用水域の環境基準(BOD・COD)達成率の推移(昭和49年以降)



地下水の環境基準超過率の推移



(2) 環境基準の達成と環境基準見直し②

①底層溶存酸素量について

- 現在の水質環境基準であるCOD(化学的酸素要求量)、窒素、りんは、その高低のみをもって、生物の生息環境が良好であるかを判断することは必ずしも十分ではない。
- 国民が直感的に理解しやすい指標とは言いがたい。
- 底層溶存酸素量の指標について
 - ・ 魚介類等が生息できる溶存酸素の確保
 - ・ 底層の貧酸素化による青潮などの発生リスクの低減

②大腸菌群数について

- 大腸菌群数(現行環境基準)は、昭和46年設定当時の分析技術(培養技術)の制約から、ふん便汚染の指標として用いられているが、ふん便由来でないものも測定され、ふん便汚染を的確に捉えているとはいえない。
- 大腸菌群数に代わる指標として、大腸菌数を採用する方向で検討中。指標として「ふん便性大腸菌群数」が用いられている水浴場水質判定基準についても、取扱いを検討中。

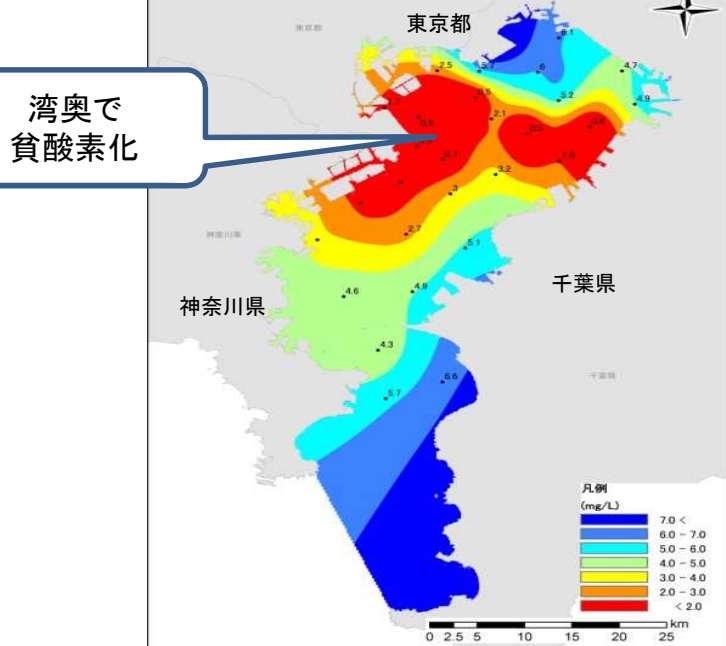
検討結果、今後の予定

- 平成28年3月に告示改正を行い、底層溶存酸素量を環境基準として設定。現在、類型指定案等について検討中。

これまでの検討状況、今後の予定

- 平成30年10月に中央環境審議会生活環境項目環境基準専門委員会(第9回)を開催。引き続き、大腸菌数を環境基準の新たな微生物指標とする方向で検討中。

東京湾の底層の貧酸素化状況(平成20年夏季)



区分	ふん便性大腸菌群数	油膜の有無	COD	透明度
適	水質 AA (検出限界 2 個/100mL)	油膜が認められない	2mg/L 以下 (湖沼は 3mg/L 以下)	全透 (または 1m 以上)
	水質 A	油膜が認められない	2mg/L 以下 (湖沼は 3mg/L 以下)	全透 (または 1m 以上)
可	水質 B	常時は油膜が認められない	5mg/L 以下	1m 未満 ~50 cm 以上
	水質 C	常時は油膜が認められない	8mg/L 以下	1m 未満 ~50 cm 以上
不適	1,000 個/100mL を超えるもの	常時油膜が認められる	8mg/L 超	50 cm 未満*

水浴場水質判定基準

(3) 湖沼対策① (湖沼水質保全特別措置法)

湖沼は閉鎖性の水域であり、汚濁物質が蓄積しやすいため、河川や海域に比べて環境基準の達成状況が悪い状況。昭和59年に「湖沼水質保全特別措置法」が制定され、指定湖沼に対し、水質汚濁防止法の規制に加えて、特別の対策を講じている。

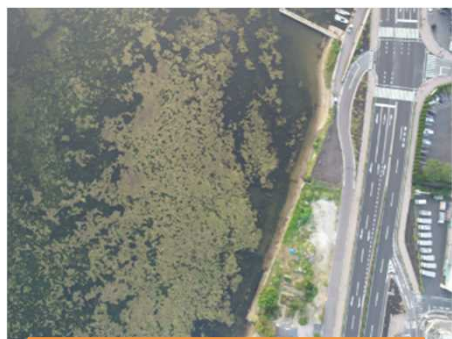
指定湖沼ごとの「湖沼水質保全計画」 ※都道府県が策定(琵琶湖、霞ヶ浦等11湖沼が指定)

【湖沼水質保全計画(変更)の策定予定】

- ・直近では、平成30年3月に諏訪湖(第7期、平成29~33年)が策定済
- ・令和元年度においては、中海、宍道湖、野尻湖、八郎湖が策定予定

指定湖沼における水質の保全に向けた取り組み (令和元年度における実証事業)

課題：大量繁茂する水草への対応【宍道湖】



宍道湖(島根県)における大量繁茂する水草の状況



水草除去による水質改善効果の検証を実施

課題：貧酸素化等による水質の悪化【八郎湖】



八郎湖における貧酸素化等によるアオコの発生



高濃度酸素水供給装置による底層溶存酸素改善効果の検証

(3) 湖沼対策② (琵琶湖の保全及び再生に関する法律)

背景: 琵琶湖総合開発特別措置法(昭和47~平成9年まで)により、治水・利水環境の改善のための施策が講じられてきたが、琵琶湖を総合的に保全・再生に向け、外来動植物の被害の増加などの琵琶湖をめぐる状況の変化に対応するため、議員立法として「琵琶湖の保全及び再生に関する法律」が平成27年9月16日に可決・成立、同年9月28日に公布・施行。

○ 目的(第1条)

国民的資産である琵琶湖を健全で恵み豊かな湖として保全及び再生を図り、もって近畿圏における住民の健康な生活環境の保持と近畿圏の健全な発展に寄与し、あわせて湖沼がもたらす恵沢を将来にわたって享受できる自然と共生する社会の実現に資する。

○ 基本方針[主務大臣が定める](第2条) ※平成28年4月21日策定

琵琶湖の保全及び再生に関する基本的な指針などを定める

○ 琵琶湖保全再生計画[滋賀県が定める](第3条) ※平成29年3月30日策定

基本方針を勘案し、琵琶湖保全再生施策に関する以下の事項を定める。

- ◇ 計画期間
- ◇ 琵琶湖の保全及び再生に関する方針
- ◇ 琵琶湖の保全及び再生のための事項 など

琵琶湖の湖沼水質保全計画 (湖沼法第4条第1項)

- ・ 計画期間
- ・ 湖沼の水質の保全に関する方針
- ・ 湖沼の水質の保全に資する事業
- ・ 湖沼の水質の保全のための規制等

琵琶湖保全再生推進協議会(第8条) ※平成28年11月15日設立

- ・ 琵琶湖保全再生施策の推進に関し必要な事項について協議
- 《組織》 主務大臣、関係行政機関の長、関係府県知事及び関係指定都市の長 他

※主務大臣:総務大臣、文部科学大臣、農林水産大臣
国土交通大臣、環境大臣(国交大臣及び環境大臣が共同会長)

○ 国及び関係地方公共団体が講ずべき施策(第9条~第23条)

○ 国による支援(第4条~第6条)

- ・ 財政上の措置
- ・ 地方債についての配慮
- ・ 資金の確保等

- ・ 水質の汚濁の防止のための措置等
- ・ 湖辺の自然環境の保全及び再生
- ・ 環境に配慮した農業の普及等
- ・ 景観の整備及び保全等 など

○ 附則では「法律の施行日から5年以内に法律の施行状況を踏まえ必要な見直しを行う」の規定。令和2年9月の法施行後5年を控え、今後、法律に基づく現行の取り組みや新たな課題についてフォローアップを実施し、必要な見直しを検証。

➡ 環境省では、「琵琶湖保全再生等推進費」(H31・39百万円)で、現状把握や環境修復のモデル事業等を実施。

(5) 水循環基本法に基づく取組

○ 目的

水循環に関する施策を総合的かつ一体的に推進し、もって健全な水循環を維持し、又は回復させ、我が国の経済社会の健全な発展及び国民生活の安定向上に寄与

○ 基本理念

1. 水循環の重要性
2. 水の公共性
3. 健全な水循環への配慮
4. 流域の総合的管理
5. 水循環に関する国際的協調

○ 経緯と今後の予定

平成26年

- ・ 4月 2日 法律の公布
- ・ 7月 1日 法律の施行
- ・ 8月 1日 水の日（法定）

平成27年

- ・ 7月10日 水循環基本計画の決定

平成28年度以降

- ・ 水循環基本計画に基づき、順次、流域水循環協議会を設置し、流域水循環計画を策定する。
平成30年12月7日時点で35計画が認定・公表済み。
- ・ 2020年度に水循環基本計画が改定予定。

水循環政策本部の設置（平成26年7月1日）

平成26年7月1日の法律の施行に伴い、法第22条に基づき、水循環に関する施策を集中的かつ総合的に推進するため、内閣に水循環政策本部を設置

○ 本部の事務

- ・ 水循環基本計画案の作成
- ・ 関係行政機関が実施する施策の総合調整
- ・ 水循環に関する施策で重要なものの企画及び立案並びに総合調整

○ 本部の組織

- 本部長 : 内閣総理大臣
副本部長 : 内閣官房長官、水循環政策担当大臣
(国土交通大臣が兼任)
本部員 : 全ての国務大臣

環境省としての対応

- ・ 環境省としては、公共用水域の水質保全や地下水・地盤環境の保全、浄化槽の普及、健全な水循環を支える生態系の保全、気候変動への適応などの観点から適切に対応していく。
- ・ 「水循環基本法」に基づき、健全な水循環の維持・回復のための取組推進に向け、官民連携「Water Project」を発足。環境省が関係主体間の連携協力の場をつくり、民間企業等の主体的・自発的・積極的な活動を推進し、全国的に幅広く国民の理解と関心を深める。今後も企業等と連携した取組を実施。

